

キャンプ・ディレクターの制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。
一般加入より割安の保険料でご加入いただけます。是非ご活用ください。



(公社)日本キャンプ協会

NCAJ

National Camping Association of Japan

キャンプ保険

賠償責任危険担保特約セット (国内旅行傷害保険)

(*) 国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものといいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります)。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険(株)

キャンプの必携品!!

キャンプ指導者のみなさまが、安心してキャンプ・野外活動を企画・指導できるよう、ご加入いただいた参加者全員とキャンプ指導者のキャンプ中のさまざまな事故を補償します。

(公社)日本キャンプ協会専用の制度!!

一般加入の通常の場合と比べて、割安の保険料でご加入いただけます。

● 団体割引10%適用

包括契約だから手続きは簡単!!

添付の「(郵便局)払込取扱票」に必要事項を記入して、郵便局に保険料を払込むだけで全ての手続きは終了です。(保険料は、キャンプ参加実費と一緒に参加者から徴収してください。)

その他の特徴

不幸にもキャンプ・野外活動中のケガが原因で学童や生徒のような若年層が後遺障害を負った場合、一生涯の経済負担は莫大となります。そこでキャンプ保険では、主要参加層である学童・生徒に厚い補償を提供します。

キャンプ管理下のみやキャンプ施設(敷地)内のみを補償するような保険とは異なり、参加者・指導者が自宅を出た時から、帰宅するまでの一連の行程を補償します。

(往路・復路においてキャンプ目的以外のいわゆる「寄り道」がある場合は、その間はお支払いの対象外となる場合があります)

万が一のケガにも 保険会社と連携してスムーズな処理!!

キャンプ保険に加入した参加者・指導者が、キャンプ・野外活動中にケガをして保険金の請求が必要となった場合には、(公社)日本キャンプ協会キャンプ保険事務局と、引受保険会社(東京海上日動)が連携して加入者(キャンプ参加者)と直接手続きを進めますから、指導者のみなさまの手間はかかりません。(ただし、指導者というお立場上、参加者や保護者のために、キャンプ保険事務局への事故報告だけは指導者が進んで行われることをお勧めします)

重要

詳しい補償内容は裏面をご参照頂き、キャンプ企画・指導の際には、全員に加入を勧めてください。

加入手続きのご案内

1

保険料
(3泊4日以内であれば516円)
を集めてください。

2

別紙の
(郵便局)払込取扱票
をご記入ください。

3

保険料を添えて最寄りの
ゆうちょ銀行または郵便局
からお振り込みください。

以上で全ての
お手続きは終了です

注意

- ①キャンプ開始の1週間前には払込みを完了させてください。これに間に合わないと、保険加入が出来ない場合があります。
- ②キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。(3泊4日以内であれば、(参加者数+指導者数)×516円となります)
- ③複数のキャンプ指導者がいる場合には、代表して1名がとりまとめてください。



●手続きに関するお問い合わせや事故が起きた際のご相談は、下記までご連絡ください。

(公社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-2 萩窓勤業ビル205A(株式会社ゆいわーく内)

Tel.03-5347-9565 Fax.03-6915-1131

●なお夜間などの緊急事故対応については以下のフリーダイヤルをご利用ください。

東京海上日動安心110番

(事故受付センター)

0120-119-110

*携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

受付時間: 24時間365日

補 償 内 容

(1) キャンプ・野外活動中の傷害(死亡・後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金)

キャンプ場へ
往復時のケガ



キャンプ・野外活動中のケガ



キャンプ・野外活動中、または
途上の交通事故によるケガ
(乗車中、歩行中とも)



(2) キャンプ・野外活動中の賠償責任

キャンプ・野外活動中
誤って他人にケガをさせた・
他人のモノを壊した



自動車運転中の
事故による
被害者への賠償



預かり品の破損による
持ち主への賠償



保 険 期 間

キャンプ・野外活動開始日(自宅を出た時)から終了日(帰宅した時)まで

ご契約額とお支払いいただく保険料

- 注 1. 手術保険金は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いたします。
2. 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合や、お支払いする保険金などについては、下表をご参照ください。
3. この保険契約は、事前にご加入いただいた全ての参加者・指導者を被保険者とし、(公社)日本キャンプ協会を保険契約者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、保険契約を解約する権利等は、原則として、(公社)日本キャンプ協会が有します。

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険期間・お支払いいただく保険料(ひとり当たり)	ご契約額(保険金額)
				死亡・後遺障害保険金額 入院保険金日額 通院保険金日額
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。 ①既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。	2日まで (1泊2日)	1,000万円 4,000円/日 4,000円/日
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合。 ※1 治療*2の効果が医療上期待できない状態であって、被保険者(保険の対象となる方)の身体に残された症状が特ににおいても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払します。 ①保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金が限度となります。	4日まで (3泊4日)	428円 516円
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院日数(実日数)を乗じた額をお支払します。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払できません。 ②支払対象となる「入院日数」は、180日(支払限度日数)を限度とします。 ③入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	7日まで (6泊7日)	606円
傷害手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②手術の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ③先進医療*5に該当する所定の手術 ④先進医療*5とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療)に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りません。(詳しくは各病院のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になつてない療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療を変動します)。	①事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払できません。 ②支払対象となる「入院日数」は、180日(支払限度日数)を限度とします。 ③入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。 ④事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。 ⑤事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外來の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。 ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。 *7 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。	通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払します。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日(支払対象日数)を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払できません。 ②支払対象となる「通院日数」は、90日(支払限度日数)を限度とします。 ③通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために被保険者(保険の対象となる方)以外の医師の指示によりギブス等*7を常時装着しているときは、その日数について、通院をしたものとみなします。 ④入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ⑤通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被つた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	損害賠償金額をお支払いします。 ①ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※2 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。 ①国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ②東京海上日動の直轄折衝にて相手方の同意が得られない場合や被保険者(保険の対象となる方)に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。	※8日以上の場合は個別にご照会ください。

*2 被保険者(保険の対象となる方)以外の医師が必要であると認め、被保険者以外の医師が行う治療をいいます。

*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注1) 上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急激性、偶然性、外來性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)

(注2) 「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもつて住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者(保険の対象となる方)が居住している戸室内をいいます。

ご加入の際のご注意

○ご加入の際には、払込取扱票(兼加入依頼書)の記入事項に間違いないか十分にご確認ください。記入事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません)、保険金をお支払いできないことがあります。

○死亡保険金受取人: 死亡保険金受取人は原則として法定相続人となります。

○保険契約の無効: 次の事実があるときは、保険契約は無効になります。

●加入に関し、指導者、参加者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)に詐欺の行為があつたとき。

●加入に関し、指導者、参加者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)が既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。

○保険料領収前に生じた事故: 保険料を(公社)日本キャンプ協会が領収する以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

補償の重複について

・賠償責任保険特約等をご契約される場合で、被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

・補償が重複する、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますがない場合があります。補償内容の差異や保険

金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

もし事故が起きたときは

●事故の通知: 事故の日時、場所、被害者名、事故状況などを30日以内に(公社)日本キャンプ協会にご連絡ください。

●賠償事故の場合は: 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。

東京海上日動の代理店は、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の事務管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものになります。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

お問い合わせ: (担当支店) 東京新都心支店専業チーム TEL 03-3375-8258

取扱代理店: 株式会社 ゆいわーく TEL 03-5347-9565

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

キャンプ保険 加入手続書類

この書類はキャンプ・野外活動の企画・指導の都度、必要となる書類です。大切に保管してください。

ステップ 1

加入方法の確認

裏面の「注意事項とよくあるご質問」を
まずご一読ください。

ステップ
2

「払込取扱票(兼 加入依頼書)」の記入

下記記入例を参考に漏れなくご記入ください。

*1枚で指導者を除き18名まで記入(加入)出来ます。19名以上が参加する場合には、2枚に分けてご記入ください。

① 指導者（複数の場合はその代表者ご自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入）
(2枚以上起票する場合には、2枚目以降も同一の指導者名等を記入)

② 参加者（指導者が複数の場合には代表者以外の指導者を含む）の氏名（フルネーム）、性別・年令を記入
(順序は問いませんが、1、2、3……の欄内数字順に埋めてください)

③ 企画するキャンプ・野外活動名を記入
(略称・通称で可)

④ 期間（出発日と帰宅日）を記入
(日帰りの場合は同一日付を記入)

⑤ 他の保険契約等（この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができる場合があります。）がある場合には○をし、右記に具体的な内容（保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額）をご記入ください。

払込取扱票											
02 東京		通常払込料金 加入者負担									
(印字番号)		(印字番号(右横めで記入))		金	千	百	十	万	千	百	十
00160-4		118068		料							
8772											
日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局											
<p>*キャンプ保険(国内旅行傷害保険)加入依頼書・被保険者明細書 私は、高齢の「ご加入に関して」を確認し、契約者である 公益社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。</p>											
<p>払込人住所氏名 渋谷区代々木 神園町3-1 キャンプ太郎 (電話番号) 03-3469-0217</p>											
<p>切り札を貰った場合は、お出してください。 切り札を貰った場合は、その箇所に印押して下さい。</p>											
<p>払込人住所氏名 渋谷区代々木神園町3-1 キャンプ太郎</p>											
<p>この受領証は、大切に保管してください。</p>											

- 【注意】**

 - 記入を誤った場合は、訂正印(認印で可)を押印願います。
 - ご家族で参加される場合でも、各人毎に記入(加入)が必要です。また3才以上の幼児から加入できます。
 - 用紙が不足した場合は、キャンプ保険事務局(TEL 03-5347-9565 FAX 03-6915-1131)までご連絡ください。

ステップ
3

郵便局へ払込み

保険料を添えて**ゆうちょ銀行または郵便局へ**(払込手数料は不要です)。

(ここから切り離してゆうちょ銀行または郵便局へお出しください)

02 東京		払込取扱票										通常払込料金 加入者負担									
口座記号					口座番号(右詰めで記入)					金		千	百	十	万	千	百	十	円		
00160-4-					118068					金額											
加入者名	日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局										料金			備考							
払込人 (被保険者) 住所氏名 ・ 通信欄	※キャンプ保険(国内旅行傷害保険)加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である (公益社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)										払込人住所氏名										
	1			2			3						(郵便番号)			(ご加入時 確認事 確認印 印)					
	才			才			才														
	4			5			6						(電話番号)			-					
	才			才			才														
	7			8			9														
	才			才			才														
	10			11			12														
	才			才			才														
	13			14			15														
	才			才			才														
	16			17			18														
	才			才			才														
	★他の保険契約等 (249)		★「あり」の場合、該当する方のお名前と具体的な内容を記入してください		★旅行中に従事する職業(職能)		なし														
	裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(私設承認東第35665号)																				
	これが上り下部には何を記入しないでください。																				

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号	0	0	1	6	0	4	通常払 料金加 者負担				
							1	1	8	0	6
加入者名	日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局										
金額	千	百	十	万	千	百	十	円			
	※										
払込人住所氏名	※										
料金						日 附 印					
備考											

切り離す前に
もう一度ご確認ください

◎ご加入時の確認事項
私は、被保険者全員が、事故発
生時に保険契約等や保険金等の
請求に関する事項について損害
保険会社等の間で確認される
ことに同意し、重要事項説明書
および個人情報の取扱いに記載
内容を了解していることを確
認の上、同意いたします。また、
入依頼書および重要事項説明書
により契約内容が意向に沿っ
るものであることを確認しました。

- ◎ 参加者が18名以下の場合
または、2枚以上の払込取扱票を使用する場合（＝参加者が19名以上の場合）で、その1枚目
⇒ 金額欄は
(参加者数+1)×ひとり当り保険料
となってますか？

◎2枚以上の払込取扱票を使用する場合(=参加者が19名以上の場合)で、その2枚目以降

⇒金額欄は
参加者数×ひとり当り保険
となっていますか？

加入に際しての注意事項

※加入手続の際、ご注意願いたい事項は下記の3点です。

- ① ゆうちょ銀行または郵便局への払込みは、キャンプ開始の遅くとも1週間前までには終了してください。
郵便局への入金をキャンプ保険事務局が確認できるまでに、3日程度を要します。また入金額の不一致や一部不明点などが生じた際、キャンプ保険事務局からお問い合わせする場合があります。キャンプ開始までにすべての確認を完了出来ないと、円滑な保険金の支払に支障を来したり、最悪の場合保険加入 자체が無効となってしまうことがありますので、異々も早めのお手続をお願いします。
- ② キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。
キャンプ指導者については、払込人欄への氏名記入により、自動的に加入となります。従いまして、郵便局へ払い込む保険料には、参加者から集めた保険料に、キャンプ指導者分の保険料を加えてください。(例: 3泊4日以内のキャンプであれば、(参加者数+1) × 516円が払込み額となります)
- ③ 複数のキャンプ指導者が主催する場合には、指導者のうち1名が代表して払込人欄へご記入ください。
それ以外の指導者は、参加者欄(連番1から18まで)にご記入頂きます。

よくあるご質問

Q1. もしも事故が起きた場合にはどうすればいいの?

- A. キャンプ保険事務局へご一報ください。専用の事故報告書を、指導者またはケガをされた参加者へお送りします。これに必要事項をご記入頂き、引受保険会社の送付先へ郵送すれば、この後の処理は保険会社が行います。

Q2. キャンプ指導者が事故の手続きで煩わされることはないの?

- A. 大丈夫です。通常、キャンプ中の事故であれば指導者が承知されている筈ですから、Q1.の通り事故のご一報だけはお願いしますが(参加者やその保護者との関係上、その方が良いと思われます)、それ以降の手続き(保険金請求書類や医師診断書の取付、保険金支払先の確認など)は、全てキャンプ保険事務局と引受保険会社が加入者(参加者)と直接行いますので、指導者に無用のお手間は一切取らせません。

Q3. 荒天でキャンプ活動が中止になった。保険料は戻るの?

- A. 戻ります。中止を決定した当日中(遅くともキャンプ開始当日まで)に、キャンプ保険事務局までご連絡ください。もしも祝祭日などキャンプ保険事務局と連絡が取れない場合には、FAXで指導者名と住所・連絡先をお知らせください。速やかに保険料をご返却します。なお、キャンプ開始当日までに中止のご連絡を頂けない場合、保険は有効と見なされ、保険料はお返しできなくなりますのでご注意ください。

Q4. キャンプ保険に加入後、急に欠席となる参加者が出了。どうしたらいい?

- A. たいへん申し訳ありませんが、一部の不参加者分だけの保険料の返却はご容赦願います。指導者からの払込手数料などを、キャンプ協会が全て負担して低廉な制度をご提供している関係で、数名分のみの僅少な返金処理コストは制度運営上困難である点、ご了承頂きたいと思います。

Q5. それならば、加入後に一部の参加者が入れ替わる場合や、追加となる場合はどうなるの?

- A. 保険料の返却(キャンプ自体が中止となるQ3.を除く)が生じない変更は、キャンプ当日までお受けできます。Q3.と同様にキャンプ保険事務局までご一報ください。その際は、必ず変更・追加があった参加者氏名を同時にご連絡願います。万が一キャンプ当日までにこれをご連絡頂けませんと、加入当初の参加者名簿を基に保険が発効し、変更・追加はお受けできませんのでご注意ください。また、保険料が追加となる場合は、払込手数料は指導者(または参加者本人)の負担となりますので御了承ください。

Q6. 「払込取扱票」が不足した場合は?

- A. キャンプ保険事務局へお申し出ください。必要数分を郵送します。またお急ぎの場合は、郵便局備付けの青い「払込取扱票」をご利用頂き、以下の内容で払込み願います。
- ・口座番号: 00160-4-118068
 - ・加入者名: 日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
 - ・通信欄への記入内容は、このチラシの記入例をご参照ください。

なお、払込手数料は控除して払込んで頂いて構いません。

16-T24223 2017年3月作成

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の窓口にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上
貼付

印

【ご加入に際して】

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

- ① 私または被保険者欄記載の者が契約者である企業または団体の構成員であること ② 重要事項説明書の内容 ③ 重要事項説明書添付の「ご契約内容確認事項」の内容 ④ 下記の「個人情報の取扱い」の内容

個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(セシティ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的に達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするため、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

- ③ 弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等のために利用するために、再保険引受け会社等に提供すること

- ⑤ 賃貸・抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>)をご参照ください。

- 推奨保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

この場所には、何も記載しないでください。